

報告第1号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月7日提出

澁川市長 高 木 勉

## 専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年1月27日午後4時33分ごろ、渋川市渋川1902番28地先  
県道渋川松井田線において、当時総合政策部政策創造課職員運転の公用車（  
群馬580も1785）が東に向かって走行し、渋川郵便局駐車場へ進入し  
ようとしたところ、左後方から直進してきた [REDACTED]  
[REDACTED]氏が運転する自転車と衝突したため、同氏が負傷し、自転車も破  
損したので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭  
和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分  
することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）によ  
り、次のとおり専決処分する。

令和5年12月27日

渋川市長 高 木 勉

### 1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

代理人 [REDACTED]  
[REDACTED]

- (1) 甲は乙に対し、人的損害金250,576円、物的損害金59,569円、総額310,145円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

### 2 損害賠償額

310,145円